

一般事業主行動計画

社会医療法人城西医療財団
理事長 関 健

職員が、その能力を十分発揮して働き続けることが出来る雇用環境の整備を図り、自らの業務と育児を両立させることが出来る具体的な取り組み及び働き方の見直しを進めるために以下の行動計画を策定する。

今後は、この計画に沿って積極的な両立支援のために取組を進めて行く。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 内容

「妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備」

(目標1) 計画期間内において育児休業の取得状況を次の水準とする。

男性職員 年間を通じて2人以上育児休業を取得すること。

女性職員 育児休業取得率を95%以上とすること

(対策)

- ・ 育児休業等を取得しやすい環境作りのため就業規則の整備や従業員への制度の周知を行う。
- ・ 育児休業中の職員で希望する者を対象とした職場復帰のための教育支援を実施する。

対策開始時期 令和3年4月1日～

(目標2) 計画期間において3歳以上から小学生未満の子を持つ職員を対象に育児短時間制度の周知を行い、制度の利用を促進する。

(対策)

- ・ 当該子を持つ職員への具体的なニーズの調査・検討を実施する。

対策開始時期 令和3年4月1日～

「働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」

(目標3) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備目標として、所定外労働の削減のための措置を実施する。

(対策)

- ・ 働き方の見直しについての研修を管理職等を実施する。
- ・ 仕事の見直しを行い、無駄をなくす努力をし、効率的な働き方ができるよう全職員に周知する。

対策開始時期 令和3年4月1日～